

平成 22 年 11 月 5 日

各位

株式会社日本エスクロー信託

タイムシェア型住宅の賃貸借契約に係る賃料の金銭信託の受託について

株式会社日本エスクロー信託は、シェアグループ株式会社（東京都渋谷区 代表取締役 森 肇）が媒介を行うタイムシェア型住宅に係る賃貸借契約に関して、顧客が支払う賃料を保全するため、下記のとおり信託契約を締結いたしました。

記

1. タイムシェア型住宅に係る賃貸借契約とは

タイムシェア型住宅に係る賃貸借契約とは、対象施設を1年のうち特定の1週間（7泊8日）占有して利用することができる定期賃貸借契約です。

なお、本件に関連して、シェアグループ株式会社の親会社である株式会社リプロジェクト・パートナーズが、国土交通省の平成21年度長期優良住宅等推進環境整備事業（タイムシェア型住宅供給の促進）に採択されております。

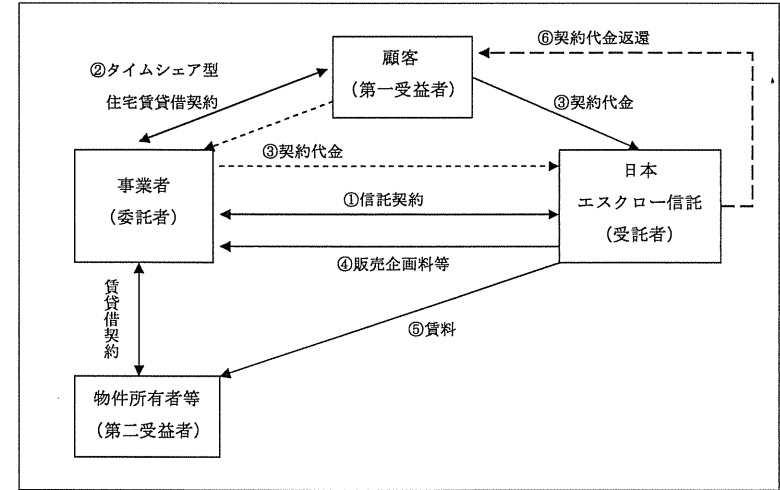
2. 本信託の概要

本信託は、事業者が顧客との間で締結するタイムシェア型住宅使用に係る建物定期賃貸借契約（以下、「原契約」という。）に基づき、顧客から事業者へ支払われるべき賃料を、顧客に返還すべき事由が発生した場合に備えて、事業者の固有財産と分別して管理することを目的とするものです。

- ① 事業者と受託者との間で信託契約（事業者を委託者とする信託契約）を締結します。
- ② 事業者が顧客との間で原契約を締結します。
- ③ ②に基づき顧客が委託者へ支払う契約代金（賃料その他の費用を含む）は、委託者又は顧客が直接信託口座へ振り込む方法により信託されます。
- ④ ③で信託された金銭のうち、販売企画料等を事業者へ交付します。
- ⑤ 原契約において定められた使用期間経過後に賃料相当額を物件所有者等へ交付します。
- ⑥ 原契約の解除等により、契約代金の全部（クーリングオフ期間中）又は一部（未經過部分の賃料相当額）について顧客への返還事由が生じた場合は顧客へ返還します。

※顧客は契約代金について返還事由が生じるまで本信託契約上の受益権を取得しません。

3. スキーム図



4. シェアグループ株式会社の概要及び提供商品について

シェアグループ株式会社

〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町 29 番 9 号

TEL：0120-688-827 FAX：03-3463-6016 HP：http://www.shareluxe.com

宅地建物取引業者免許証番号 東京都知事（1）第 91976 号

商品ブランド名	ShareLuxe 世界標準の休暇スタイル（7泊8日）を単位に開発したタイムシェア
権利形態	1年の特定固定週（連続する7泊8日間）の専用に係る賃借権 当該権利についての登記※がなされます。 ※海外物件については、その国の法律に準拠します。
使用期間	物件により異なります。（10年～20年程度）
エクステンジ（交換）	世界的物件交換会社との提携により、自己の有する使用権と交換して他施設（世界約2,500のリゾート拠点）・他期間の使用が可能

以上

（お問い合わせ先）

株式会社日本エスクロー信託 営業部 TEL：045-325-5081

ホームページ <http://www.j-escrow-trust.co.jp/>